

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
1	質問	用語の定義	2	第1	3	⑫		「基本設計とは、入札前の見積算定のための設計をいう。」とあります。よって、基本設計としては各種工法の比較などは不要と考えてよろしいでしょうか。	本市として提出を求めるものではありません。技術対話等において採用工法の考え方についてヒアリングを行う可能性があります。
2	質問	「基本設計」の定義	2	第1	3	⑫		「「基本設計」とは、入札前の見積算定のための設計をいう。」とあります。この基本設計の成果物は、4月22日公表時に提示された参考資料の基本設計図面・報告書を指すのでしょうか。あるいは、技術提案時あわせて基本設計を行い、その成果物（技術提案を含む）を指すのでしょうか。	技術提案時に行う設計を指します。
3	質問	「実施設計」の定義	2	第1	3	⑭		「「実施設計」とは、入札後に行う施工対象の施設・設備設計をいう。また、本設計には基本設計の見直しを含む。」とあります。本設計とは、ここで定義された「実施設計」を指すのでしょうか。その場合、基本設計の見直し対応は設計変更対象となると考えてよろしいのでしょうか。	本設計とは実施設計を指します。基本設計の見直しの解釈については、実施設計（詳細設計）を進めるに当たり、発生する齟齬に対する修正を指し、実施設計の一連業務と考えてください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
4	質問	基本設計の見直し	2	第1	3	⑭		実施設計において、貴市からの要望により変更した内容については、精算対象になるものと考えて宜しいでしょうか。	実施設計段階における本市の要望に係る変更については、基本的に事業者が設計・施工承諾で対応すべきものであると考えます。ただし、設計・施工承諾の範囲を超えると判断する場合には、本市及び事業者との協議の上、設計変更について決定します。
5	質問	用語の定義	2	第1	3	⑰		「性能」とは、目的又は要求に応じて物が発揮する能力をいう」とありますが、「目的又は要求」とは、要求水準書等の発注図書に明示されている「目的又は要求」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	質問	用語の定義	3	第1	3	⑳		「確認」における事実の存否認定に関し、貴市と事業者で解釈が一致しない場合の対応についてご教示ください。	入札公告時に示します。
7	質問	用語の定義	3	第1	3	㉑	イ	工事の施工のために受注者が作成した詳細図等のうち、貴市工事監督の承諾対象範囲を具体的にご教示ください。	全ての範囲です。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
8	質問	データ提供	4	第2	1			近年多発する局所的な集中豪雨が強大化する台風に伴う高潮による高潮位と降雨が重なることにより、雨水排水能力が不足している状況であるとの記載がございますが、より良い技術提案を行う為にも、数値的なデータがあればご提示頂けないでしょうか。	ご質問の内容に関して、提供できる資料はありません。放流先の潮位等のデータについては、公表資料を確認ください。
9	質問	範囲確認	6	第2	(1)	3)		維持管理業務の範囲としては本事業で新設するポンプ場のみと解釈して良いでしょうか。	要求水準書(案)の第5の1項のとおり、雨水ポンプ場と場内整備施設となります。
10	質問	施工範囲	6	第2	3	(1)	2)	③ 吐口の築造工事は施工範囲に含まれ、基本設計図(全24枚の17号)にも赤線で示されています。この図は、吐口部から上流部の既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)を存置し、赤線で示された既設雨水幹線吐口部のみを撤去した後に吐口部を新設するというを示しているのでしょうか、ご教示下さい。また、その場合、工事中の既設雨水幹線内の排水の切廻しはどのように想定されているのかについてもご教示下さい。	既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)の途中で、放流先を変更するための新たな吐口を設置するものです。 下流側の雨水幹線及び吐口は残置です。 なお、基本設計図17号の図は、本施工範囲が分かる範囲のみ表示しており、既設雨水幹線の吐口は、図より東方向約150mのところにあります。 工事中の排水など必要となる仮設計画は、事業者にてご検討ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
11	質問	市が行う業務範囲：許認可及び各種申請	7	第2	3	(2)	1)	①	神戸市が手続きすべき許認可、各種申請とはどのようなものがあるのでしょうか。	本市が行う許認可、各種申請とは、以下に挙げる内容となります。 ①道路法32条の許可申請 ②港湾法37条の協議申請 等
12	質問	市が行う業務範囲	7	第2	3	(2)	1)	③	アの資料作成における協力は、実施設計業務に含まれるのでしょうか。もしくは御市からの依頼が発生する場合に設計変更として指示があるのでしょうか。	実施設計業務に含みます。
13	質問	貴市が行う業務範囲	7	第2	3	(2)	1)	③, ア	補助事業等交付申請手続きに関して事業者は資料作成協力するとありますがどのような資料作成を想定すればよいのでしょうか。	業務範囲と対象となる図面、概算工事費、概略工程などを想定しています。
14	質問	埋設物調査等	7	第2	3	(2)	2)		埋設物調査の内、爆弾探査に関連する情報については、神戸市よりご提示いただけるのでしょうか？	爆弾探査に関連する情報は、提示することを想定していません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
15	質問	土壌汚染	7	第2	3	(2)	2)	①	事前調査及び関連機関協議に関する業務に、土壌汚染が含まれておりませんが、事前調査及び発生した場合、設計変更の対象になるのでしょうか。	事業者が行う事前調査において土壌汚染調査が必要となった場合には、本市及び事業者との協議の上、設計変更について決定します。
16	質問	工事請負事業者が行う業務範囲	7	第2	3	(2)	2)	①	イ 関連機関協議については、貴市のご協力が得られるものと考えますが宜しいでしょうか。	関連機関協議について、本市は協力を行います。
17	質問	工事請負業者が行う業務範囲：許認可及び各種申請	7	第2	3	(2)	2)	②	工事請負業者が行う許認可、各種申請とは表3.2.1 (p19, 20) に示すものと考えてよろしいでしょうか。	表3.2.1は、現在想定される代表的な申請書類であり、技術提案によって変わる場合があります。
18	質問	用語の定義	8	第2	(2)	2)	④	ウ	業務範囲として補助事業交付申請図書作成と記載がありますが、どのような図書かご教示下さい。	No.13の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
19	質問	工事請負事業者が行う業務範囲	8	第2	3	(2)	④	ア	周辺影響調査に関し、現時点で実施が必要な項目をご教示ください。また、その他の項目については事業者提案によるかと考えますが宜しいでしょうか。	周辺調査としては、以下の項目を想定しています。その他の項目については、ご理解のとおり事業者提案によります。 ①暗騒音 ②地下水（水位等） ③地盤高（沈下が懸念される箇所） ④周辺施設の家屋調査 等
20	質問	設計施工期間	10	第2	4	(1)			本事業の設計・施工期間（令和3年3月31日～令和9年3月31日）までの想定工程表（基本設計段階での工程表）をご提示下さい。	基本設計における工程表の提示は、事業者の提案の幅を狭める可能性があるため、提示しません。
21	質問	4 事業期間	10	第2	4	(1)			「雨水ポンプ場は、令和7年度末までに供用開始を行うこと。」とありますが、施工範囲のうち、雨水ポンプ場供用開始時に終了しておかなければならない範囲をご教示ください。また、令和9年3月31日までの約1年間はどのような工事を想定されているかご教示ください。	本事業に係る設計・施工期間は、工期短縮における技術提案の期限とすることを予定しています。このことを踏まえ、前者の供用開始時期は、令和8年3月31日までに供用開始する技術提案を行ってください。後者の質問にある工事内容の想定は、場内整備等です。
22	質問	用語の定義	10	第2	4	(2)			維持管理契約のタイミングは、供用開始前に令和28年3月31日までの概ね20年間の契約を一括で締結する。数年ごとに契約することはないものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
23	質問	用語の定義	10	第2	4	(2)		維持管理契約のタイミングは、供用開始前に令和28年3月31日までの概ね20年間の契約を一括で締結する。という解釈の場合、物価変動についての考え方についてご教示下さい。	入札公告時に示します。
24	質問	4 事業期間	10	第2	4	(2)		維持管理期間は、供用開始が遅れた場合でも令和28年3月31日までとなりますでしょうか。	供用開始時期が令和8年3月31日以降に遅延する場合、遅延の理由及び程度を鑑み、判断します。
25	質問	事業期間	10	第2	4	(2)		技術提案で供用開始時期を前倒しして提案した場合でも、維持管理期間は令和28年3月31日まででしょうか。	ご理解のとおりです。
26	質問	立地条件	11	第3	1	(1)		貴市及び神戸マラソン実行委員会事務局との調整が必要とありますが、どのような調整が必要になるか事前協議資料等開示いただけないでしょうか。	事前協議において、舗装復旧、施工及び維持管理における車両の通行規制、コース上の支障物（仮囲い、資材等）撤去などが求められることを想定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
27	質問	関係法令及び基準・仕様等	13	第3	2			「遵守又は準拠すること」とありますが、記載されている法令や基準、仕様等のうち、遵守すべきものをご教示ください。	事業者にてご判断ください。
28	質問	用語の定義	18	第3	2	(2)	3)	神戸市建設局殿発行の下水道設備(機械・電気)工事一般仕様書の遵守、準拠との記載がございます。この仕様書には機器構造やシステム構成等比較的詳細の仕様が記載されていますが、本事業においても準拠が必要と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	質問	実施設計	21	第3	3	(1)	①	「入札時に提出した技術提案書を基に、設計・施工内容について本市の確認を受けた後、確認の結果を反映した技術提案書を本市に提出すること。」とありますが、市の確認はどれくらいの期間を想定しておけばよろしいのでしょうか。実施設計の工程作成のためにご教示願います。	1週間程度を想定しています。
30	質問	基本設計	21	第3	3	(1)	①	「基本設計とは、入札前の見積算定のための設計をいう。」とあります。よって、基本設計においては3社見積りの取得は不要と考えてよろしいのでしょうか。	本市として提出を求める予定はありません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
31	質問	基本設計	21	第3	3	(1)	①	「(前略)入札時に提出した技術提案書を基に、設計・施工内容について本市の確認を受けた後、確認の結果を反映した技術提案書を本市に提出すること。」とあります。 一方、2ページ 第1 3用語の定義 ⑫には「基本設計とは、入札前の見積算定のための設計をいう。」とあります。 21ページに記載のある「確認の結果を反映した技術提案書」とは「基本設計」であるとの理解でよろしいでしょうか。	契約締結直後には、入札時に提出した技術提案書を基に、設計・施工内容について本市の確認を受け、本市が補足が必要と判断したものについては、その確認結果を反映した技術提案書を本市に提出してください。
32	質問	実施設計	21	第3	3	(1)	②	「技術提案書を基に、設計・施工内容について貴市の確認を受けた後、確認の結果を反映した技術提案書を提出すること。」と記載がありますが、反映内容が要求水準書の記載内容を超える場合、追加費用は清算いただけるものと考えますが宜しいでしょうか。	No. 31の回答を参照ください。
33	質問	事前調査	21	第3	3	(2)		工事受注後において行う事前調査において、新たに判明した地質により工法等に変更が生じた場合は変更協議となりますでしょうか。またそれがシールド掘進中に判明した場合でも同様でしょうか。	事前調査等の結果を本市が確認した上で、変更協議を実施することになります。
34	質問	基本条件	22	第3	3	(5)		工事期間中に必要な電力及び上水にかかる費用について、基本設計時に積算され本事業費(予算)に計上されていますか。	本事業費に含みます。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
35	質問	責任施工	22	第3	3	(6)		要求水準書に明示されていない事項であって、性能を発揮するために必要なものについて、当初の条件では予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合は、設計変更協議が可能であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	質問	責任施工	22	第3	3	(6)		工事請負事業者は、要求水準書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために必要なものは、工事請負事業者の負担で施工するとの説明がなされていますが、要求標準書に明示されていないものまで工事請負事業者が全て負担することになるのでしょうか。発生した事象を把握した上で、適切な負担者を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)には、主要な施設、設備・機器の機能及び性能を示しており、全ての施設、設備・機器の機能及び性能を示していません。従って、全ての施設、設備・機器の機能及び性能は、事業者の責任において確保してください。
37	意見	責任施工の範囲	22	第3	3	(6)		「工事請負事業者は、要求水準書に明示されていないものであっても、性能を発揮するために必要なものは、工事請負事業者の負担で施工すること」とあります。「要求水準書に明示されていなく、性能を発揮するために必要なもの」の定義が不明確であり、事業者のリスク負担が増えることとなります。「工事請負事業者は、要求水準書で明記した性能を発揮するため、発注者が指定した設計指針に準拠し実施設計を行った施設・設備について、工事請負事業者の負担で施工すること。施工時に、要求水準書に明示されていないことが発生した場合は、その対応について発注者と協議する。」と、責任施工の範囲を明確に示して頂くたく思います。	No. 36の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
38	質問	責任施工	22	第3	3	(6)		「性能を発揮するために必要なものは、工事請負事業者の負担で施工すること」とありますが、「性能」とは、要求水準書等の発注図書に明示されている目的又は要求に応じて物が発揮する能力と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	質問	施工前の許認可	23	第3	3	(7)		「工事請負事業者は書類作成及び手続等について・・・実施及び協力するものとし、その費用を負担すること」とのことですが、費用負担は、書類作成に係る費用が対象であり、許認可手数料や貴市の申請手続き経費は対象外と考えてよろしいでしょうか。	書類作成や手続に係る作業については、事業者負担です。ただし、提出手数料等は、本市の負担で行います。
40	質問	施工時期の制限	23	第3	3	(8)		神戸マラソンへの協力については、交通規制に関する協力に限られるものと理解してよろしいでしょうか。その他に協力すべき事項がありましたら、ご教示・例示をお願いいたします。	No. 26の回答を参照ください。
41	質問	工程管理及び施工管理	24	第3	3	(10)	③	各検査の判定の基となる「本市の示す基準」とは、要求水準書の記載内容と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
42	質問	基本条件	24	第3	3	(14)		施工に際しての保険は、例示されているものは全て加入する義務がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	質問	検査対応	24	第3	3	(15)		(15)には本工事全体の完成検査について記載されています。機械設備において工場検査対象となる機器及び検査項目をご教示下さい。	事業者の提案の幅を狭まることになるため、回答を控えます。詳細は、実施設計時に本市と協議の上、設定してください。
44	質問	維持管理におけるモニタリングの実施	25	第3	3	(16)		モニタリングの実施頻度・内容についてご教示ください。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
45	質問	維持管理時の騒音規制について	28	第3	4	(2)		注記に該当する施設が今後20年間の維持管理期間に新規建設された場合、新たに5dB減じた騒音値とする必要があれば、その工事は貴市から発注していただけますでしょうか。	この事象は、本市又は事業者が想定しえないことから、本市及び事業者との協議の上、適切な負担者を決定します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
46	意見		30	第4	1	(2)		「計画雨水量(5.7m ³ /秒)は参考値として提示され、事業者が行う管路計画によって数値が変更する可能性がある」、とされているが、実施方針案添付資料2リスク分担において、計画雨水量は第三者賠償、維持管理費等官民分担の基準とされているため、要求水準数値として設定とするのが妥当と考えます。	技術提案である雨水幹線の管径、管勾配より、雨水の流達時間が変わり、計画雨水量の増減があります。これが合理式の特徴のため、集水面積と降雨強度式以外の数値については、事業者提案によるものとします。
47	質問	切替後の処置	30	第4	1	(2)	2)	「ポンプ排水エリアにおいて、既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)に接続されている管渠は全て雨水幹線(東川崎雨水幹線)に切替えを行うこと。」とあります。切替え後も既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)は存置するということでしょうか。また、切替え後の吐口部までの既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)の接続流入部の処置をどのようにするのでしょうか。	切替え後も既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)は継続利用します。雨水幹線(東川崎雨水幹線)に切換え後、既設雨水幹線(蟹川雨水幹線)への接続管は原則撤去とし、接続流入部は適切に処置を行ってください。
48	質問	設計・施工に関する要求水準	30～	第4				要件に関しまして、記載内容以上の技術提案を行った場合に加点となるのかご教示下さい。	入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
49	質問	本排水区の特徴	32	第4	1	(3)		降雨条件について降雨強度別降雨回数記載ありますが、降雨時間に関する資料をご提示を要望します。	要求水準書(案)の添付資料及び参考資料に降雨時間等のデータを開示しています。
50	質問	施設(管理用通路)配置の箇所	33	第4	1	(4)	③	放流渠は地中構造物ですが、管理用通路を放流渠のどこに設置すべきか具体的にご提示下さい。	敷地境界線と放流渠までの離隔を1.0m以上確保し、その離隔部が管理用道路とお考えください。
51	質問	施設(管理用通路)配置の箇所	33	第4	1	(4)	④	放流渠吐口部において、管理用通路を放流渠のどこに設置すべきか具体的にご提示下さい。	No. 50の回答をご参照ください。
52	質問	建物の高さに関する制限の有無	33	第4	1	(5)		建物の長大感や威圧感の軽減とありますが、建物の高さの制限値はありますでしょうか。	本施設の用地は、道路斜線制限及び隣地斜線制限が適用されます。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
53	質問	機能性・維持管理に関する要件	33	第4	1	(6)		①～⑦についての要件は、標準案として満たすべき内容でしょうか。または、実施方針-第2-4 (2) 2) ③合理的・効率的な維持管理修繕計画にて、技術提案をして審査して頂くことになるのでしょうか。	①から⑦に示す要件は、要求事項です。技術評価については、入札公告時の落札者決定基準(案)に示します。
54	意見	機能性・維持管理性に関する要件	33	第4	1	(6)		各要件は製作前の承認図面で確認して頂き、完成品での各要件の確認は承認図面と完成品との照合のみと考えます。	機能性・維持管理性については、立会検査において確認、指摘することがあります。
55	質問	機能性・維持管理性に関する要件	33	第4	1	(6)	⑥	「非常時対応の運営事業者用待機スペースを考慮」とのことですが、「非常時対応の運営事業者」とは、貴市もしくは貴市の本事業の事業者とは別途委託する運営事業者を指すのでしょうか。その場合、ご想定の待機人数と待機スペースに確保する備品等の有無をご教示ください。	本事業の事業者を指します。
56	質問	土建区分	34	第4	1	(7)	②	複合構造物の土建区分は建築指導課の確認が必要とされていますが、技術提案検討期間中に確認が可能との認識でよろしいでしょうか。	技術提案時には、建築指導課の確認を行わなくて結構です。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
57	質問	地震時の損傷	34	第4	1	(8)	1)	「レベル2地震動に対しては構造物が損傷を受けても速やかな機能回復を可能とする性能を確保すること」とあります。発注者指定の設計指針に準拠し実施設計した施設が地震により損傷した場合、その損傷の修復の費用負担を事業者に求めないという解釈でよろしいのでしょうか。	設計・施工期間に対しては、リスク分担のうち不可抗力が適用されると考えます。施設引渡し後の維持管理期間は、ご理解のとおりです。
58	質問	性能の定義	34	第4	1	(8)	1)	① 「レベル2地震動に対しては構造物が損傷を受けても速やかな機能回復を可能とする性能」とは具体的にどのような性能でしょうか。	神戸市下水道設計指針（処理場・ポンプ場施設編 平成27年11月）の2.1.3項の表2.1.3に示す耐震性能2を要求性能としています。
59	質問	耐震設計に関する要件	34	第4	1	(8)	3)	② 「機械・電気設備については、一般仕様書に準拠」とのことですが、「一般仕様書」とは「下水道設備（機械・電気）工事一般仕様書（神戸市建設局）」を指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
60	質問	流下機能の確保	34	第4	1	(8)	4)	放流渠を設置する周辺地盤や流入渠上層にあるAs層は液状化が生じる可能性がある。基本設計報告書に記されています。要求水準書に記された「流下機能の確保」のため液状化対策を施す必要がありますが、同指針では、「道路管理者と協議・調整の上、必要に応じて対策を行う」とあります。受注後の実施設計時に道路管理者との協議で対策に変更が生じた場合は、設計変更という解釈でよろしいでしょうか。	道路管理者との協議結果を踏まえ、本市及び事業者との協議の上、設計変更について決定します。
61	質問	耐津波性能に関する要件	35	第4	1	(9)		計画高潮位及び最大津波水位についてご教示ください。また、建設予定場所について事業者への引き渡し時の地盤高をご教示ください。	計画高潮位及び最大津波水位は、第3の1項の(2)のとおりです。引渡し時の地盤高等は、入札公告時に示す予定です。
62	質問	耐津波性能に関する要件	35	第4	1	(9)	②	擁壁嵩上げ工事の図面をご提示下さい。	参考資料07の図面を参考にしてください。
63	質問	計画地盤高	35	第4	1	(9)	②	「本施設の計画地盤高は、KOP+4.65m以上とすること。」とあります。本施設の計画地盤高とは、新設の雨水ポンプ場の仕上がり地盤高を示すのでしょうか？ また、KOP+4.65m以上で任意の高さで良いということでしょうか。	雨水ポンプ場施設と接する間地の地盤高を指します。また、地盤高はKOP+4.65m以上で任意の高さとしてください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
64	質問	耐津波性能に関する要件	35	第4	1	(9)	③	本事業に必要な耐津波対策を講じること、とありますが、具体的にどの様な内容を想定されていますか？	①と②の要件を基に、事業者が必要と考える耐津波対策を講じてください。
65	質問	耐津波対策	35	第4	1	(9)	③	耐津波対策を講じるにあたり、保持すべき耐津波性能をご教示ください。	神戸市下水道設計指針（処理場・ポンプ場施設編 平成27年11月）の3.1.4項の表3.1.2にを基に、防災及び減災の観点を踏まえ、技術提案を行ってください。
66	質問	耐津波性能	35	第4	1	(9)	③	「本事業に必要な耐津波対策」とありますが、土木・建築での対策に加え、機械設備にも耐津波対策が必要でしょうか。	施設の機能確保に必要な設備の仕様や設置高、配管の位置等について、土木・建築と整合の取れた計画としてください。
67	質問	防災及び減災に関する要件	36	第4	1	(11)		①～④についての要件は、標準案として満たすべき内容でしょうか。または、実施方針-第2-4 (2) 2) ③合理的・効率的な維持管理修繕計画にて、技術提案をして審査して頂くことになるのでしょうか。	①から④に示す要件は、要求事項です。技術評価については、入札公告時の落札者決定基準（案）に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
68	質問	防災及び減災に関する要件	36	第4	1	(11)	①	一体型タイムラインに関しまして、神戸市殿規定のタイムラインとの整合性は必要でしょうか。 必要な際は情報開示をお願い致します。	一体型タイムラインの策定に関しては、「神戸市風水害タイムライン（防災行動計画）」を考慮してください。
69	質問	省エネルギーに関する要件	36	第4	1	(12)		①～②についての要件は、標準案として満たすべき内容でしょうか。または、実施方針-第2-4 (2) 2) ③合理的・効率的な維持管理修繕計画にて、技術提案をして審査して頂くことになるのでしょうか。	①と②に示す要件は、要求事項です。技術評価については、入札公告時の落札者決定基準（案）に示します。
70	質問	設計・施工に関する標準水準	36	第4	1	(12)		省エネルギーや温室効果ガス排出量に関しての基準があればご教示願下さい。	建築物の関連法規に留意し、検討してください。
71	質問	省エネルギーに関する要件	36	第4	1	(12)	①	「省エネルギーや二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を少なくするように努めること。」とありますが、排出量の定量的な要求はございますでしょうか。	事業者にて提案してください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
72	質問	省エネルギーに関する要件	36	第4	1	(12)	②	「エネルギー消費を抑制し施設のランニングコストの低減を図ること。」とありますが、低減量の定量的な要求はございますでしょうか。	事業者にて提案してください。
73	質問	本施設の用地に関する要件	37	第4	2	(1)		施設用地について土壌汚染調査の実施有無をご教示ください。また実施されておれば、結果の開示を要望します。	施設用地の土壌汚染調査は、実施していません。
74	意見	放流渠用地の要件	37	第4	2	(2)	②	「放流渠等用地は、民間施設や小学校に隣接しているため、施工に当たっては、周辺施設に対し影響を与えない計画とすること。」とありますが、影響を与えないことは不可能と思われます。「・・・、周辺施設に対し影響を極力与えないように配慮した計画すること。」程度の記載とすべきではないでしょうか。	要求水準書(案)の第4章の2項の(2)の③によります。
75	質問	放流渠等用地に関する要件	37	第4	2	(2)	②③	民間施設や小学校等の隣接構造物の図面をご提示下さい。	民間施設や小学校等の図面の開示は、行わない予定です。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
76	質問	内容確認	38 39	第4	3	(2)	1)	①イ ③イ	「工事請負事業者においては、本市で実施したFEM解析を確認した上で、基本設計及び実施設計を行うこと。」とあります。一方、「要求水準書(案)」(第1.3⑫P.2)の定義では、「基本設計は入札前の見積算定のための設計をいう。」とあります。これは、「工事請負事業者は、要求水準書(案)を満足するように入札前に基本設計を実施し、その際にあわせて技術提案も行う。」という解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	意見	各種許認可申請	39	第4	3	(2)	2)		神戸市が手続きすべき許認可、各種申請において、工事請負業者はとして協力は致しますが、費用は神戸市での費用負担をお願いします。	No. 39の回答を参照ください。
78	質問		42	第4	3	3)	①		”ポンプ排水エリアにおいて、排水能力が不足している現況の側溝及び雨水管渠については、能力不足の解消を目的とした改修等を本事業の対象としない。”とありますが、事業範囲外である現況施設及び改修に起因する第三者賠償リスクは市の負担となる、との理解で良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
79	質問	塩害対策	43	第4	3	(3)	4)	⑱	雨水幹線の塩害対策の具体的な仕様をご教示下さい。	要求水準書(案)の第3の2項の(2)に示す基準、仕様等に準拠して塩害対策の仕様を提案してください。
80	質問	塩害対策	44	第4	3	(4)		④	放流渠及び吐口の塩害対策の具体的な仕様をご教示下さい。	No. 79の回答をご参照ください。
81	質問	一般事項	45	第4	4	(1)		②	現時点で家屋調査が必要なエリアが判明しておればご教示ください。また、井戸を利用されているエリアについても可能であればご教示ください。	事業者提案による施設配置等によるため、家屋調査が必要なエリアは事業者にてご判断下さい。 また、井戸の利用エリアについては、把握していません。
82	質問	土木構造物	45	第4	4	(2)			①～⑫についての要件は、標準案として満たすべき内容でしょうか。または、実施方針-第2-4(2)2)①環境や周辺地域への配慮や④その他積極的な提案等にて、技術提案をして審査して頂くことになるのでしょうか。	①から⑫に示す要件は、要求事項です。技術評価については、入札公告時の落札者決定基準(案)に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
83	質問	浸水区域	46	第4	4	(2)	⑪	浸水区域と防水区域の定義をご教示下さい。また、⑦に防止区画とあります。防水区域との違いをご教示下さい。	施設計画において、浸水を許容する区域を浸水区域、浸水させない区域を防水区域と定義します。 また、防水区域と防水区画は同義とお考えください。	
84	質問	建築基本方針	48	第4	5	(2)		①～⑫についての要件は、標準案として満たすべき内容でしょうか。または、実施方針-第2-4(2)2)①環境や周辺地域への配慮や④その他積極的な提案等にて、技術提案をして審査して頂くことになるのでしょうか。	①から⑫に示す要件は、要求事項です。 技術評価については、入札公告時の落札者決定基準(案)に示します。	
85	質問	基本方針	50	第4	5	(6)	1)	⑨	地下燃料タンク容量について、ポンプ、自家発の運転可能時間の設定は事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に示す 関係法令及び基準・仕様等を満足し、かつ所轄消防署との協議結果を反映したものとしてください。
86	質問	仕上計画	51	第4	5	(7)	⑤		油脂庫は本ポンプ場で使用するものみの保管と考え、他機場等で使用するものの保管はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
87	意見	計画排水量	59	第4	7	(1)		雨水検討や技術提案のなかで雨水排水能力を決定致しますが、計画排水量はあくまで神戸市の示す5.7m ³ /sでお願い致します。	No. 46の回答を参照ください。
88	質問	塩害対策	59	第4	7	(1)	⑥	流入水の塩化物イオン濃度に関する情報をご提示可能でしょうか。	流入水の塩化物イオン濃度に関する資料はありません。
89	質問	塩害対策	59	第4	7	(1)	⑥	塩害対策は、放流渠からの海水が到達する箇所に対する対策を示すものとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には、放流渠及び既設雨水幹線（蟹川雨水幹線）の切替えの吐口から海水が到達する箇所までの対策となります。
90	質問	塩害対策	59	第4	7	(1)	⑥	流入水は雨水であるため、流入水が接する部分については、塩害対策は必要ないとの認識で宜しいでしょうか。	設備については、塩害対策が必要だと想定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
91	質問	雨水ポンプ設備	60	第4	7	(3)	3)	⑦	実負荷で行う管理運転時の運転水量等は事業者提案によると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)の第4の9項の(1)の1)の②に準じてください。
92	質問	天井クレーン	60	第4	7	(3)		⑤	維持管理用天井クレーンを、ポンプ等の据付工事用にも使用しても宜しいでしょうか。	可能です。
93	質問	用役設備	61	第4	7	(5)	1), 3)		「形式は任意」「材質は任意」とありますが、任意に選定した形式が、機械設備機器標準仕様書に該当する形式であった場合は、標準仕様書に準拠するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)で求める要件で、かつ標準仕様書を満たすものとしてください。
94	質問	用役設備	61	第4	7	(5)	4)	①	「用役設備の貯留容量は、停電実績、降雨実績を基に、最適な規模とする」とのことですが、既設東川崎ポンプ場等の本施設近隣での停電実績について、参考資料をご提示頂けますでしょうか。	本市では、参考となる資料を所有しておりません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
95	質問	用役設備	61	第4	7	(5)	4)	③	燃料貯油槽の貯留容量については、所轄消防署と協議を行い」とのことですが、技術提案書の提出までに必要に応じて、所轄消防署等の関係機関・部局との事前協議は実施可能と考えてよろしいでしょうか。	関係機関協議は、実施設計時に実施してください。
96	質問	用語の定義	61	第4	7	(5)	4)	③	燃料貯留槽に関しまして、自家発電設備と共有することと記載がありますが、異なる燃料を使用する場合にはどのようなお考えかご教示下さい。	要求水準書(案)のとおりです。
97	質問	配管弁類	61	第4	7	(6)	1), 3)		「形式は任意」「材質は任意」とありますが、下水道設備(機械・電気)一般仕様書に準拠するものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書(案)で求める要件で、かつ一般仕様書を満たすものとしてください。
98	質問	用語の定義	61	第4	8	(1)	①		「過度なソフト化」とございますが、具体的にどのようなものを想定しているかご教示下さい。	緊急時・不具合発生時に対応が困難となるようなソフトシーケンスによる回路構成等を想定しています。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
99	質問	クロスコネクション防止対策	62	第4	7	(6)	4)		十分なクロスコネクション防止策を施しますが、事前公表資料にない事項が要因となったクロスコネクションについては、責任(賠償費用や再工事費用等の費用負担を含む)は事業者側にはないという理解でよろしいでしょうか。	実施設計において、十分な調査・検討を行ってください。
100	質問	用語の定義	64	第4	8	(6)	1)	②	敷地内に雨量計、雨量強度計、水位計等を設置することとございますが、原因究明に向け、排水区域での降雨量データや水位データを頂くことが可能かご教示下さい。	排水区域内のデータは、計測していないため提供できません。ただし、神戸地方気象台データは、ホームページより入手可能です。
101	質問	用語の定義	65	第4	8	(8)	3)	①	維持管理事業者の監視は遠方から本施設の監視が行えるものとする。との記載がございますが、現場での監視は不要で遠隔操作によるものと解釈して良いでしょうか。	通常時は、無人による自動運転を想定しており、遠方から監視が行えるものとします。
102	質問	遠方監視設備	65	第4	8	(8)	3)	②	同頁 2) に、監視項目 は任意、ITV画像を伝送と記載されていますが、東灘処理場から制御を行うのでしょうか。監視のみでしょうか。	東灘処理場からは、監視のみです。なお、東灘処理場からの監視とは、適正な維持管理を行っているかどうかを確認するためのモニタリングを指します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
103	質問	用語の定義	65	第4	8	(8)	3)	②	<p>①東灘処理場からの監視を要求されていますが、監視するのは神戸市殿で、維持管理会社による監視は不要と解釈して良いでしょうか。</p> <p>②東灘処理場での監視目的や背景をご教示下さい。</p> <p>③必要な具体的機能(例えば維持管理事業者が監視する装置と同等か或いは監視は必要で制御は不要等)についてご教示下さい。</p>	<p>①東灘処理場からの監視とは、適正な維持管理を行っているかどうかを確認するためのモニタリングであり、維持管理会社による監視が不要となるものではありません。</p> <p>②東灘処理場からの監視は、適正な維持管理を行っているかどうかを確認するためのモニタリングです。</p> <p>③監視項目は、事業者提案によるものとし、監視する装置の仕様は任意で、制御は不要です。</p>
104	質問	用語の定義	65	第4	8	(9)	2)		<p>①自動通報装置の機能を用いて監視するのは神戸市殿と解釈して良いでしょうか。</p> <p>②通報項目は任意との記載がありますが、自動通報装置設置の目的、背景によって提案内容が異なりますのでご教示願います。</p>	<p>①本市ではなく、事業者です。</p> <p>②自動通報装置の設置目的は、遠方監視設備の予備的な位置付けとなります。</p>
105	質問	用語の定義	65	第4	8	(9)	3)		<p>自動通報装置の通報機能の記載がありますが、以下事項が不明です。技術提案によるもので詳細仕様は規定しないという解釈で良いでしょうか。</p> <p>①通報個所数</p> <p>②通報手段(メール、電話等)</p> <p>また、通報先への回線使用料の負担は本事業外と考えますが良いでしょうか。</p>	<p>①事業者提案によるものです。</p> <p>②事業者提案によるものです。また、回線使用料も事業者範囲です。</p>

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
106	質問	試運転及び性能試験	66, 67	第4	9	(1)		試運転及び性能試験それぞれを実施する期間、運転時間等の条件はありますか。	No. 114の回答をご参照ください。運転時間等の条件については、本市及び事業者との協議の上、決定します。
107	質問	試運転及び性能試験	66, 67	第4	9	(1)		試運転及び性能試験に使用した用水は系外へ排出できるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施時期等は本市及び事業者との協議の上、決定します。
108	質問	試運転及び性能試験	66, 67	第4	9			「試運転及び性能試験」から「維持管理業務」へ移管する起点をご教示ください。	維持管理業務委託契約書に記載する業務着手日が起点となります。
109	意見	試運転	66	第4	9	(1)	1)	「試運転とは、雨水ポンプ場を構成する施設・設備などが必要な性能を満足していることを確認し、・・・。」とありますが、ポンプ性能など現場では測定できない機器性能については、工場検査成績書での確認でよろしいでしょうか。	一部の項目については、本市と協議の上、工場検査で確認することを認めます。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
110	意見	実降雨を対象とする運転	66	第4	9	(1)	1)	⑧	「本施設の完成後、～実降雨を対象とする運転を実施すること。～承諾を得た後に本施設を本市に対して引き渡しを行うものとする。」とありますが、この場合、ポンプ場の供用開始時期が天候に左右される形となり、技術提案による工期短縮の効果が薄まる懸念もあります。実降雨を対象とする運転の実施時期について、見直しをお願いできないでしょうか。	本市としては、原則として実降雨を対象とする運転を求めますが、適当な降雨がない場合、代替え案について、本市及び事業者との協議の上、決定します。
111	質問	試運転	66	第4	9	(1)	1)	⑧	「実降雨を対象とした運転」は、降雨強度によりポンプ全台運転は困難であると考えます。どの程度の雨量およびポンプ負荷での運転を対象とするかご教示ください。	NO. 110の回答を参照ください。
112	質問	試運転	66	第4	9	(1)	1)	⑧	貴市の立会試験完了後、「実降雨を対象とした運転」が、降雨状況により令和7年度末までに実施できない場合、引渡し及び供用開始の遅延ペナルティーはないものと考えますが宜しいでしょうか。	NO. 110の回答を参照ください。
113	質問	試運転	66	第4	9	(1)	1)	⑧	実降雨による試験を行う場合、敷地境界での騒音測定は雨音を含む暗騒音に支配されるものと考えられますが、この時の測定値の取扱いについて考え方をご教示ください。	暗騒音の測定値との合成騒音により当該施設の騒音値を計算により算出ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答	
			頁	章	節	項				
114	質問	試運転及び性能試験	66	第4	9			「試運転」、「実降雨を対象とする運転」、「性能試験」、「立会検査(現場)」のそれぞれの実施の流れについて、時系列順にご教示ください。	性能試験、試運転、立会検査(現場)、実降雨を対象とする運転の順で実施してください。	
115	質問	性能試験	67	第4	9	(1)		本件は性能保証の定義について詳細にご教示・例示をお願いいたします。(計画雨量をふまえた定義、ケース別等)	性能の定義は、要求水準書(案)の第1の3項に示すとおりです。また、性能を保証する内容は、要求水準書(案)で求める各種要件となります。ご質問にある計画雨量については、要求水準書(案)の第4に示す要件となります。	
116	質問	性能試験	67	第4	9	(1)	2)	②	「性能試験期間中の運転に必要な水は、工事請負事業者の負担で確保すること」とありますが、ポンプの運転継続時間等の試験計画は事業者提案によるものと考えて宜しいでしょうか。	No. 106の回答を参照ください。
117	質問	性能試験	67	第4	9	(1)	2)	④	雨水ポンプの性能試験等現場で行うことができない試験は、製作工場等で行う試験で代替するとの考えで宜しいでしょうか。	No. 109の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
118	質問	用語の定義	67	第4	9	(2)		立会検査(現場)は実施必要と解釈いたしました。機器製作完成後、自主検査を経てからの神戸市殿による工場立会検査について実施要否をご教示下さい。	No. 43の回答を参照ください。
119	質問	維持管理に関する要求水準	68	第5	1	(2)		維持管理業務従事者が本施設に常駐する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	質問	保守点検業務について	68	第5	1	(2)	②	消耗部品の交換を伴う分解・内部点検については、本保守点検業務でしょうか、それとも71頁目5)の修繕業務に相当するのでしょうか。	オーバーホール等、現場で対応できない分解・内部点検を伴う消耗部品交換は修繕業務と考えてください。
121	質問	維持管理に関する要求水準	68	第5	1			場内整備施設とは具体的に何を指しているのかご教示ください。	場内整備施設は、以下を想定しています。 ①場内道路 ②雨水排水施設 ③汚水排水施設 ④植栽 ⑤門柵塀 ⑥外灯 等

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
122	質問	維持管理に関する要求水準	70	第5	5	(1)	2)	各種設備の中央監視及び運転操作についてICT化等による無人化、遠隔操作による操業計画について採用は可能でしょうか。	本施設の運転管理を適切に行うことが可能と判断できれば、ICT等による無人化、遠隔操作による操業計画を妨げるものではありません。ただし、消防協議等の関連機関協議において、有人運転が求められた場合には、この限りではありません。
123	質問	維持管理に関する標準水準	70	第5	5	(1)	3)	緊急時以外の作業従事人数の指定があればご教示下さい。	緊急時以外の作業従事人数は、事業者提案によるものです。また、緊急運転業務は参考としています。
124	質問	緊急時運転業務	70	第5	5	(1)	3)	「緊急時運転業務(参考)」とありますが、「参考」の意味をご教示ください。	緊急時運転業務の内容は、参考として既存ポンプ場の委託内容を示すもので要求水準として拘束するものではありません。技術提案においては、このことを考慮してご提案ください。
125	質問	維持管理に関する要求水準	70	第5	5	(1)	3)	緊急時運転業務について遠隔監視を併用することで運転操作業務の人数を1名とすることは可能でしょうか。	要求水準書(案)に示す緊急時運転業務は、本市が想定している内容を参考値として示したものです。事業者提案に対して、本市が提示した内容と同等で適正な維持管理業務がなされると判断できる場合には、ご提案を妨げるものではありません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
126	質問	維持管理業務内容	70	第5	5	(1)	3)	緊急時運転業務対応回数について、どのように想定されているかご教示ください。	年間全降雨回数のうち、大きい降雨から20%程度の降雨回数を想定しています。
127	意見	配置人数	70	第5	5	(1)	3)	緊急時の人員数を要求水準での指定ではなく応募者の提案事項として頂くと、より創意工夫の幅が広がると考えます。	No. 122, 123, 124, 125の回答を参照ください。
128	意見	配置人数	70	第5	5	(1)	3)	② 「ア 保守点検業務における運転操作業務の場合」とは、緊急時の配置人員であり、通常時の配置人員数は事業者の提案によるとの認識で良いでしょうか。なお、通常時の人員数は要求水準での指定ではなく応募者の提案事項として頂くと、より創意工夫の幅が広がると考えます。	No. 122, 123, 124, 125の回答を参照ください。
129	質問	維持管理に関する要求水準	70	第5	5	(1)	3)	② 緊急時運転業務の体制、要員につきましては、遠隔監視の併用や、弊社運転維持管理経験に基づき立案しますので、要求水準書(案)記載の人数の変更は可能でしょうか。	No. 122, 123, 124, 125の回答を参照ください。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
130	質問	業務内容	70	第5	5	(1)	5)	既設近隣ポンプ場の運転時間、修繕実績及び修繕内容をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時に示します。
131	質問	修繕業務について (現場対応)	71	第5	1	5	5)	① 「現場で対応可能なものについては速やかに修繕を実施、機能回復を図る」とありますが、部品等を交換する場合で納期等時間を要するものの対応は協議可能でしょうか。	協議は可能ですが、当該理由により、浸水が発生するような事象に繋がる場合には、可及的速やかに代替方策を講じてください。
132	質問	修繕業務について	71	第5	1	5	5)	⑥ ④のイ及びエについての修繕計画と下水道ストックマネジメント計画の関連性をご教示下さい。(整合性確保の必要性等)	ストックマネジメント計画と整合を図る行為は、④のオの更新のみとなります。
133	質問	ストックマネジメント計画について	71	第5	1	5	5)	⑧ スtockマネジメント計画の策定は別途業務とありますが、どの時点で策定を検討するのでしょうか。 また、ストックマネジメント計画と、同P72の6)保全業務の①との関連性を御教示下さい。	事業者が提案する維持管理修繕計画、年度別修繕計画、年度別業務完了報告書等を基に、策定期間を設定します。 保全計画(年度別修繕計画)は、第5の5項の5)の④のア及びイ並びにエと関連するものであり、ストックマネジメント計画とは、関連していません。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
134	質問	保守点検業務	71	第5	5	(1)		4) ⑥土木・建築施設の定期点検及び保守とは、どのような業務でしょうか。実施方針(案)添付資料1契約構造図において、維持管理事業者は、プラントメーカーと維持管理企業とで構成されており、ゼネコンが関与していない体制となっております。	クラックからの漏水や維持管理に支障がでる結露などの定期点検及び保守を指すものであり、必ずしも当該ゼネコンが関与しなくてもよい事象であると考えています。
135	意見	維持管理に関する要求水準	71	第5	5	(1)	4)	過不足ない施設運用費計上のため、既設東川崎ポンプ場における土木・建築施設の定期点検及び保守の過去実績の開示を要望します。	既設東川崎ポンプ場の施設規模は、1.0m ³ /秒であり、適切ではないため開示予定はありません。
136	質問	電気主任技術者	71	第5	5	(1)	4)	③ 電気保安協会等、電気主任技術者の再任用は可能との認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	質問	維持管理に関する要求水準	71	第5	5	(1)	5)	⑥に「維持管理業務委託契約時に年度別修繕計画を作成・提出すること。」とありますが、本事業の見積書・入札書提出時には上記計画に基づいた費用も提示する必要がありますのでしょうか。また、提示する必要がある場合、入札時に提示した費用が修繕計画にて提示できる費用の上限値となるのでしょうか。	入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
138	意見	維持管理に関する要求水準	71	第5	5	(1)	5)	過不足ない施設運用費計上のため、既設東川崎ポンプ場における軽微な修繕、定期修繕、突発的故障修繕、大規模修繕の過去実績の開示を要望します。	既設東川崎ポンプ場の施設規模は、1.0m ³ /秒であり、参考値として適切ではありません。また、併せて、No.130の回答を参照ください。
139	意見	維持管理に関する要求水準	71	第5	5	(1)	5)	設備診断については3段階ないし5段階の評価を予定しています。雨水ポンプ場は緊急時において確実に機能する状態を確保するため、メーカー推奨の定期修繕、大規模修繕計画に準拠することを希望します。	雨水ポンプ場の機能維持を図りつつ、修繕費を抑えた提案を求めます。この技術評価については、落札者決定基準(案)において反映する予定です。詳細は入札公告時に示します。
140	質問	維持管理に関する標準水準	71	第5	5	(1)	5)	④ 「オ 更新」は対象外とのことですが、「更新」とは事業期間内に一般的な耐用年数を超えるものと解釈して良いでしょうか。電気設備では例えば、遠方監視制御装置、自動通報装置、蓄電池、ITVと考えます。	ご理解のとおりです。
141	質問	修繕業務	71	第5	5	(1)	5)	⑥ 大規模修繕は「業務委託契約時に年度別修繕計画を作成・提出」し、修繕の必要性が「本市及び維持管理事業者の双方で合意に至った場合」に別途予算化する」とされていますので、本事業の入札価格には大規模修繕業務の費用を含める必要はないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
142	質問	修繕費	71	第5	5	(1)	5)	⑥	修繕に関して、別途予算化される場合、金額の算定基準を御教示下さい。	修繕に関する算定基準は、開示しません。
143	質問	修繕業務	71	第5	5	(1)	5)	⑥	「④のイの定期修繕及びエの大規模修繕については、(中略)別途予算化し精算対象とする」とありますが、定期修繕及び大規模修繕の費用は入札価格には含まないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	質問	維持管理に関する標準水準	71	第5	5	(1)	5)	⑥	大規模修繕については維持管理業務委託時(供用開始の3か月前)に年度別修繕計画を作成・提出し、その後修繕の必要性が認められた場合は別途予算化し精算対象とすると記載がありますが、入札時の大規模修繕費はどのように積算すれば良いでしょうか。	入札公告時に示します。
145	質問	修繕業務	71	第5	5	(1)	5)	⑥	入札時と維持管理業務委託契約時で維持管理業務対価に変更が発生した場合、事業者責任に起因する内容でなければ清算対象となると考えますが宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分						質問内容	回答
			頁	章	節	項				
146	質問	修繕業務	71	第5	5	(1)	5)	⑥	定期修繕および大規模修繕は「別途予算化し精算対象とする」とありますので、年度別修繕計画の作成・提出に係る費用のみ事業費計上するものと理解して宜しいでしょうか。	入札公告時に示します。
147	質問	維持管理に関する要求水準	72	第5	5	(1)	6)		保全歴や整備・工事等の情報の蓄積における事業者でのデータ保管について(事業者側の保有する)システムの制約はあるでしょうか。(保管データフォーム、セキュリティ等)	システムについては任意ですが、データ形式は本市が読込めるExcelデータ等としてください。
148	質問	廃棄物管理業務	74	第5	5	(1)	11)	②	しさ及び沈砂等の全量収集、運搬及び処分は維持管理事業者範囲とされていますが、処理業者に委託する際の manifests の発行者は、しさ及び沈砂等の所有者である貴市とすべきと考えます。従い、収集、運搬及び処分は貴市にて処理業者とご契約いただくことを希望します。	入札公告時に示します。
149	質問	電力調達	74	第5	5	(2)	①		電力調達に関して、調達先や契約内容は事業者の創意工夫によるとの認識で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
150	意見	電力費	74	第5	5	(2)	①	電力費は燃料調整費、再エネ賦課金など、事業者でコントロールできない部分もあるため、精算対象とすることを要望します。	ご意見として承ります。
151	質問	維持管理に関する標準水準	74	第5	5	(2)	⑤	東灘処理場ー東川崎ポンプ場間の通信に関しまして、通信費用負担者についてご教示下さい。	原則、事業者負担です。
152	質問	事業計画書	76	第5	6	(3)	1)	事業計画書について貴市承諾を得る際に、事業者責任でない要因で技術提案書からの変更が生じた場合、清算対象となると考えますが宜しいでしょうか。	事業者責任でない要因により技術提案書に変更が生じた場合、本市及び事業者との協議の上、設計変更について決定します。
153	質問	運転・保守業務実施計画書	77	第5	6	(3)	3)	運転・保守業務実施計画書は貴市の承諾や確認の対象外と考えますが宜しいでしょうか。	運転・保守業務実施計画書については、本市の承諾が必要です。要求水準書(案)の記載を変更します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
154	質問	施設機能確認報告書	78	第5	6	(3)	5)	施設機能確認報告書は貴市の承諾や確認の対象外と考えますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	質問	機能確認	78	第5	6	(3)	5)	① この機能確認は、工事業者の完成検査と同時に実施するという考え方で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	意見	機能確認	78	第5	6	(3)	5)	③ 機能確認は「契約終了時、その他必要と思われるとき又は本市の指示により（後略）」で満足すると考えます。 「毎年度の業務完了時」に実施すると、その機能確認に要する業務（費用）が大きくなることが想定され、また、年度によって市あるいは事業者の担当者が変わる可能性があり、判定基準が曖昧になる可能性がありますと考えます。	要求水準書（案）に記載のとおり、毎年度の業務完了時にも実施してください。
157	質問	履行状況の評価	79	第5	9	(2)	2)	⑥ 評価結果によるペナルティーを課す場合、そのプロセスと内容を、ご教示頂けないでしょうか。	入札公告時に示します。

◆神戸駅周辺地区浸水対策事業 要求水準書(案)に係る質問・意見書に対する回答書

No	質問/意見	質問事項	要求水準書(案)の対応ページ及び対応部分					質問内容	回答
			頁	章	節	項			
158	質問	事業期間終了時の施設の状況について	83	第6	2	(3)		事業期間終了時の施設の状況についての要求事項の確認方法や判定基準は、市と事業者間の協議により詳細決定するものでしょうか。	施設機能の確認方法は、当該業務の開始時に提出した施設機能確認報告書に記載している方法となります。
159	質問	参考資料02 基本設計報告書 (ポンプ軸受方式について)						要求水準書(案) 参考資料 参考資料02_基本設計報告書 02_4基本設計検討書(機械) 第3章各種検討3-5-2(4)軸受方式の検討 上記検討書では先行待機ポンプ水中軸受「セラミック」が採用になっておりますがセラミック同等又は同等以上の無注水軸受であれば採用可能と考えて宜しいでしょうか。	ポンプの材質や仕様は事業者のご提案によります。
160	質問	参考資料02 基本設計報告書						参考資料02_基本設計報告書のうち、ポンプ場構造計算書(建築)は、入札公告時に開示されるとの認識でよろしいでしょうか。	ポンプ場構造計算書(建築)は、開示しません。